

役員報酬の支給に関する規程

1. 目的

この規程は、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構、定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

2. 報酬

役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

3. 報酬の支払日

役員報酬の支払いは、毎月20日とする。

4. 報酬の支払い

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月23日から施行する。

平成26年4月1日 改正

平成29年3月1日 改正